

かぐや農園農地利用契約書

(目的)

第1条 この契約書は、エボルオ株式会社（以下「甲」という。）が開設する市民農園において（以下「乙」という。）が行う農作業の実施に関して必要な事項を定める。

(対象農地)

第2条 本契約の対象となるのうち（以下「対象農地」という。）の位置及び面積は、別紙のとおりとする。

(農作業の実施等)

第3条 乙は、甲が対象農地において行う耕作の事業に必要な農作業を行うことができる。

2 乙は、農作業の実施に関し甲の指示があったときは、これに従わなければならない。

3 乙は、対象農地において農作物を収穫することができ、収穫物は乙に帰属する。

4 甲の責めに帰すべき理由により対象農地における農作物が皆無であるか、または著しく少ない場合には、甲は乙に対し、その損失を補填すべきことを請求することができる。

(料金の支払)

第4条 乙は、料金 円を毎年3月31日までに甲に支払わなければならない。

(契約期間)

第5条 本契約の期間は、1年間とする。（毎年、2月末までに解約手続きがない場合は、自動更新する。）

(契約の解除)

第6条 次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することができる。

(1) 乙が契約の解除を申し出たとき

(2) 乙が契約に違反したとき

(3) 乙が3か月にわたり農作業を行わないとき（事前連絡があった場合は、この限りではない。）

(料金の不還付)

第7条 契約が解除されたときには、乙が既に納めた料金は還付しない。

ただし、次の各号に該当するときは、甲はその全部又は一部を還付することができる。

(1) 乙の責めに帰すべきでない理由により農作業が出来なくなったとき

(2) その他甲が相当な理由があると認めたとき

(その他)

第8条 本契約書に規定されていない事項については、甲及び乙が協議して定める。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

印

乙 住所

氏名

印

(本契約書は、二通作成し、それぞれ各一通を所持すること。)

